



障害者、高年齢者を雇入れる事業主への助成金

ハローワーク等の紹介により雇入れる事業主に対して支給される助成金があります。

◆ 特定就職困難者雇用開発助成金

高年齢者、障害者などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

【短時間労働者以外】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満）	60（50）万円	1年	30万円 × 2期 （ 25万円 × 2期 ）
身体・知的障害者	120（50）万円	2年（1年）	30万円 × 4期 （ 25万円 × 2期 ）
重度障害者等（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者）	240（100）万円	3年 （1年6か月）	40万円 × 6期 （ 33万円※ × 3期 ） ※第3期の支給額は34万円

【短時間労働者】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満）	40（30）万円	1年	20万円 × 2期 （ 15万円 × 2期 ）
障害者	80（30）万円	2年（1年）	20万円 × 4期 （ 15万円 × 2期 ）

◆ 高年齢者雇用開発特別奨励金

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、ハローワーク等の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主（1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る）に対して、助成金を支給します。

【短時間労働者以外】

支給額	支給対象期ごとの支給額
60（50）万円	30（25）万円 × 2期

【短時間労働者】

支給額	支給対象期ごとの支給額
40（30）万円	20（15）万円 × 2期

◆ 障害者トライアル雇用奨励金

障害者をハローワーク等のトライアル雇用求人に係る紹介により、原則3カ月間の試用雇用することで、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とした制度です。

【障害者トライアル雇用】

支給額最大	3ヶ月の支給額内訳
12万円	4万円 × 3ヶ月

【障害者短時間トライアル雇用】

支給額最大	3ヶ月の支給額内訳
6万円	2万円 × 3ヶ月

※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額です。

※上記の助成金の受給に当たっては、各種要件があります。